

	事業名	質問	回答	発出日
42	新型コロナウイルス感染症対策支援事業（1）かかり増し経費・備品等購入費等	代替職員の確保や濃厚接触者となった職員のために行う自費検査等の費用について、既存の補助金の活用は可能か。	<p>新型コロナウイルス感染症対策支援事業（1）かかり増し経費・備品等購入費等は、事業所において事業を継続的に実施するために必要な経費として、以下の利用目的に係る費用などを対象にすることとしていますので、必要に応じて御活用ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所において代替職員の確保に必要な経費</li> <li>・ 行政検査の対象とならず、やむを得ず事業所の負担で職員がPCR検査等の検査を受けた際に要した経費</li> <li>・ 地域における社会機能の維持のために必要な場合に、諸条件の下に、濃厚接触者とされた社会維持機能者について、10日を待たず、待機を解除する取扱いを実施する場合の事業者が費用負担した検査経費</li> <li>・ 職員が出勤後に発熱した場合に備えるなど、必要な範囲で事業所が医療用抗原検査キットを購入する経費（自治体による一括購入による配布やそのための備蓄を含む。）</li> <li>・ その他自治体が事業の継続に必要な経費として認めるもの（他の補助制度の活用ができないもの）</li> </ul>	令和4年1月24日